

2023年11月2日

## 正誤表

機関誌『税研』231号（2023年9月20日発行）「税務解説即答3問」において、掲載内容に誤りがございました。読者の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり内容を訂正させていただきます。

※訂正箇所は赤字で表示。

頁	訂正箇所	誤	正
16	「Q」上から 8行目	…いくらでしょうか。	…いくらでしょうか。 <b>元本取得に要した負債利子はありません。</b>
16	「A」上から 2行目	…できる金額はない。	…できる金額は、 <b>1億円である。</b>
16	左段下から 11行目～右 段上から3 行目	本件の株式の保有割合は7割であるので3分の1超かつ100%未満に該当する。したがって、100%保有の完全子法人株式等、5%超かつ3分の1以下保有のその他の株式等、5%以下保有の非支配目的株式等のいずれにも該当しない。そして、関連法人株式等は、株式保有割合である3分の1超かつ100%未満の株式等を配当等の計算期間を通じて保有していなければならないため、本件の場合には配当等の計算期間の途中で取得しており、関連法人株式等にも該当しないことになる。よって、受取配当等の益金不算入の適用を受けることができないことになる。	<b>上記表中の配当等の計算期間とは、その配当等の額の支払を受ける直前にその配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額の支払に係る基準日の翌日（次に掲げる場合にはそれぞれ次の日）からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日（その配当等の額が資本の払戻し以外のみなし配当事由によるものである場合にはその支払に係る効力発生日の前日）までの期間をいう（法令22の3②）。 イ その翌日とその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日から起算して6月前の日以前の日である場合又はその支払を受ける配当等の額がその6月前の日以前に設立された他の内国法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である</b>

			<p>場合（ハに掲げる場合を除きます。）その6月前の日の翌日</p> <p>ロ その支払を受ける配当等の額がその支払に係る基準日以前6月以内に設立された他の内国法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である場合（ハに掲げる場合を除きます。）その設立の日</p> <p>ハ その支払を受ける配当等の額がその配当等の額の元本である株式等を発行した他の内国法人からその支払に係る基準日以前6月以内に取得したその元本である株式等につきその取得の日以後最初に支払われる配当等の額である場合 その取得の日</p> <p>本件の株式は配当等の支払に係る基準期間の6月前の日以前の日から7割であるので3分の1超かつ100%未満の株式を継続して保有しており、関連法人株式等に該当する。したがって、受取配当等の額から元本取得負債利子を控除した金額が益金不算入の対象となる。</p>
--	--	--	---